

# 特別養護老人ホーム鶴亀ながい利用料金

平成30年4月【重要事項説明書 料金参考表】

## ●指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)サービス利用料金表(ユニット型個室)…1日当たり

区分	基本料金	栄養マネジメント加算	日常生活継続支援加算(Ⅱ)	夜勤職員配置加算(Ⅱ)	看護体制加算Ⅰ	看護体制加算Ⅱ	※口腔衛生管理体制加算
要介護1	636円(1,272円)	14円(28円)	46円(92円)	21円(42円)	4円(8円)	8円(16円)	30円(60円)/月
要介護2	703円(1,406円)	14円(28円)	46円(92円)	21円(42円)	4円(8円)	8円(16円)	30円(60円)/月
要介護3	776円(1,552円)	14円(28円)	46円(92円)	21円(42円)	4円(8円)	8円(16円)	30円(60円)/月
要介護4	843円(1,686円)	14円(28円)	46円(92円)	21円(42円)	4円(8円)	8円(16円)	30円(60円)/月
要介護5	910円(1,820円)	14円(28円)	46円(92円)	21円(42円)	4円(8円)	8円(16円)	30円(60円)/月

※この他、月ごとに合計単位数の8.3%相当が加算される、介護職員処遇改善Ⅰ加算がかかります。

## ●各種加算について ※[単位:円](日額単位)

<基本的な加算等>

- ◎基本料金…介護保険1割(( )内は2割)自己負担の場合の利用料金です。介護保険負担割合証をご確認ください。
- ◎栄養マネジメント加算…管理栄養士を配置して栄養マネジメントを実施した場合。(1日につき14単位)
- ◎日常生活継続支援加算(Ⅱ)…新規入所者のうち、要介護4・5の入所者が全入所者の70%以上、又は認知症日常生活自立度Ⅲ以上の占める割合が65パーセント以上、又はたんの吸引等が必要な入所者の占める割合が15%であり、且つ介護福祉士が入所者6人に対して1人以上配置されている事で加算。(1日につき46単位)
- ◎夜勤職員配置加算(Ⅱ)…一日平均延べ夜勤人数が4人以上の配置(遅番・早番職員の一部を含む)であり、且つ、夜勤時間帯を通じて看護職員を配置または喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置にて加算。(1日につき21単位)
- ◎看護体制加算(Ⅰ・Ⅱ)…常勤1名以上の看護師を配置しています。また、重度化に対応できる看護師の配置と夜間の連絡体制を確保しています。(1日につきⅠは4単位、Ⅱは8単位)
- ◎口腔衛生管理体制加算…歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による月1回以上の口腔ケア指導・助言を受け、入所者の口腔ケア・マネジメントが計画され、実施されている事で加算されます。(30(60)単位/1月)

## ●サービス料金(介護保険以外)

	食事負担(3食合計)	居住費	
4段階	1,380円	1,970円	※『●当施設の居住費・食費の負担額』をご参照下さい。詳しくは各市町村の介護保険課窓口へご相談下さい。
3段階	650円	1,310円	
2段階	390円	820円	
1段階	300円	820円	

## ●1ヶ月当たりの施設利用料金(30日換算)※1割自己負担の方の場合

	負担限度額	内 訳 (上記各種加算含む)	利用料金合計
要介護1	4段階(2割)	(介護保険1,458+食費1,380+居住費1,970)×30日+口腔衛生管理体制加算60円	144,300円
	4段階(1割)	(介護保険729+食費1,380+居住費1,970)×30日+口腔衛生管理体制加算30円	122,400円
	3段階	(介護保険729+食費650+居住費1,310)×30日+口腔衛生管理体制加算30円	80,700円
	2段階	(介護保険729+食費390+居住費820)×30日+口腔衛生管理体制加算30円	58,200円
	1段階	(介護保険0+食費300+居住費820)×30日	33,600円

	負担限度額	内 訳 (上記各種加算含む)	利用料金合計
要介護2	4段階(2割)	(介護保険1,592+食費1,380+居住費1,970)×30日+口腔衛生管理体制加算60円	148,320円
	4段階(1割)	(介護保険796+食費1,380+居住費1,970)×30日+口腔衛生管理体制加算30円	124,410円
	3段階	(介護保険796+食費650+居住費1,310)×30日+口腔衛生管理体制加算30円	82,710円
	2段階	(介護保険796+食費390+居住費820)×30日+口腔衛生管理体制加算30円	60,210円
	1段階	(介護保険0+食費300+居住費820)×30日	33,600円

	負担限度額	内 訳 (上記各種加算含む)	利用料金合計
要介護3	4段階(2割)	(介護保険1,738+食費1,380+居住費1,970)×30日+口腔衛生管理体制加算60円	152,700円
	4段階(1割)	(介護保険869+食費1,380+居住費1,970)×30日+口腔衛生管理体制加算30円	126,600円
	3段階	(介護保険869+食費650+居住費1,310)×30日+口腔衛生管理体制加算30円	84,900円
	2段階	(介護保険869+食費390+居住費820)×30日+口腔衛生管理体制加算30円	62,400円
	1段階	(介護保険0+食費300+居住費820)×30日	33,600円

	負担限度額	内 訳 (上記各種加算含む)	利用料金合計
要介護4	4段階(2割)	(介護保険1,872+食費1,380+居住費1,970)×30日+口腔衛生管理体制加算60円	156,720円
	4段階(1割)	(介護保険936+食費1,380+居住費1,970)×30日+口腔衛生管理体制加算30円	128,610円
	3段階	(介護保険936+食費650+居住費1,310)×30日+口腔衛生管理体制加算30円	86,910円
	2段階	(介護保険936+食費390+居住費820)×30日+口腔衛生管理体制加算30円	64,410円
	1段階	(介護保険0+食費300+居住費820)×30日	33,600円

	負担限度額	内 訳 (上記各種加算含む)	利用料金合計
要介護5	4段階(2割)	(介護保険2,006+食費1,380+居住費1,970)×30日+口腔衛生管理体制加算60円	160,740円
	4段階(1割)	(介護保険1,003+食費1,380+居住費1,970)×30日+口腔衛生管理体制加算30円	130,620円
	3段階	(介護保険1,003+食費650+居住費1,310)×30日+口腔衛生管理体制加算30円	88,920円
	2段階	(介護保険1,003+食費390+居住費820)×30日+口腔衛生管理体制加算30円	66,420円
	1段階	(介護保険0+食費300+居住費820)×30日	33,600円

※負担限度額1段階(生活保護受給者)につきましては、介護保険一割負担分が「介護券」(公費)によって支払われます。

●当施設の居住費・食費の負担額について(介護保険負担限度額認定申請手続き)

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税非課税者)で預貯金1,000万以下(夫婦の場合は2,000万円以下)の方や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用の居住費(滞在費)・食費の負担が軽減されます。

対象者		区分	居住費	食費
世帯全員が市区町村民税を課税されていない方で預貯金等が単身で1千万円(夫婦で2千万円)以下	・老年福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方	利用者負担 段階1	820 (24,600)	300 (9,000)
	課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	利用者負担 段階2	820 (24,600)	390 (11,700)
	利用者負担第2段階以外の方	利用者負担 段階3	1,310 (39,300)	650 (19,500)
市町村民税課税世帯の方		利用者負担 段階4	1,970 (59,100)	1,380 (41,400)

※( )内の金額は月額(30日)です。介護保険の改正等により、料金は変わる場合がございます。

●その他、必要時にかかる加算等 ※( )内は2割

- ※初期加算…入所後30日間に限って、初期加算として1日につき30(60)単位が加算されます。  
1ヶ月以上に渡る入院後、退院後に再入居された場合にも再入居後30日間に限って、初期加算が加算されます。
- ※短期入院又は外泊された場合にお支払いいただく利用料金 246(492)単位/1日(最大6日間/月)
- ※療養食加算…医師の発行する食事せんに基づいて各種療養食(糖尿病食等)を提供すると加算されます。  
(6(12)単位/1食)
- ※経口移行加算…医師の指示に基づき、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成し、管理栄養士または栄養士及び看護職員による支援が行われた場合は、計画作成から起算して180日以内の1日につき(28(56)単位/1日)
- ※経口維持加算(Ⅰ)…経口摂取の方で著しい摂取機能障害があり、経口による継続的な食事を進めるための会議の実施、経口維持計画を作成している場合は、計画作成から起算して6ヶ月以内の1月に限り(400(800)単位/1月)
- ※経口維持加算(Ⅱ)…協力歯科医療機関を定めている当該施設において上記経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であって、経口による継続的な食事を進めるための会議に医師、歯科医師、歯科衛生士が加わった場合は、1日につき所定単位数を加算(100(200)単位/1月)
- ※低栄養リスク改善加算…低栄養リスクの高い入所者に対して、多職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成し、この計画に基づき、定期的に食事の観察を行い、当該入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた栄養・食事調整を行うなど、低栄養リスクの改善を行った場合は新規入所時または再入所時から起算して6ヶ月以内に限り(300(600)単位/月)
- ※再入所時栄養連携加算…施設の入所者が医療機関に入院し、経管栄養または嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、施設の管理栄養士が当該医療期間の管理栄養士と連携して再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合の評価における加算 (400(800)単位/回)※再入所時1回に限り加算
- ※生活機能向上連携加算…自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリテーション専門職と施設の機能訓練指導員(看護師等)およびその他職種の者が共同して入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し訓練を実施された方(対象者に対して200単位/月)
- ※褥瘡マネジメント加算…入所者の褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目(皮膚状態・栄養状態・排泄・除圧等)について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に実施された方(10(20)単位/月)三月に1回を限度とする
- ※排泄支援加算…排泄障害等のため、排泄に介護を要する特別養護老人ホーム等の入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援された方(100(200)単位/月)
- ※認知症専門ケア加算(Ⅰ・Ⅱ)…認知症専門研修参加職員を中心にチームとして専門的認知症ケアを実施しており、計画的に施設内研修体制を取っている事で加算されます。(対象者に対して1日につきⅠは3単位、Ⅱは4単位)
- ※認知症行動・心理症状緊急対応加算…医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所する事が適当であると判断したものに、指定介護福祉施設サービスを行った場合、入所した日から起算して7日間を限度に加算。(200単位/1日)
- ※退所前訪問相談援助加算…入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及び家族に対して退所後の保健医療サービスまたは保健福祉サービスについて相談援助を行った場合(1回460単位)
- ※退所後訪問相談援助加算…入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族に対して相談援助を行った場合(1回460単位)
- ※退所時相談援助加算…入所者が退所後居宅において居宅サービス等を利用する場合において、当該入所者及び家族に対して退所後の保健医療サービスまたは保健福祉サービスについて相談援助を行い、かつ居宅サービス等に必要な情報を市町村等に提供した場合(1回400単位)
- ※退所前連携加算…入所者が退所後居宅において居宅サービス等を利用する場合において、当該入所者の退所に先立ち、当該利用者の希望する居宅支援事業者に対して必要な情報を提供し、かつ当該居宅事業所と連携して退所後のサービス利用の調整を行った場合(1回500単位)
- ※在宅復帰支援機能加算…入所者の家族との連絡調整を行い、入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合(10単位/日)
- ※在宅・入所相互利用加算…在宅生活を維持する観点から複数の利用者が在宅期間及び入所期間(入所期間については3ヶ月を限度を定めて、当該施設の居室を計画的に利用する場合。(40(80)単位/1日)

●前頁以外のサービス(利用料金の全額がご契約者の負担となります。)

(サービスの概要と利用料金)

1.食事負担…食費は1日3食の場合であり、その内訳は次の通りです。

□朝食…320円 □昼食…600円(おやつ含む) □夕食…460円

※経管栄養は朝食・昼食・夕食ともに1食…460円となります。

※外出などによる食事提供のキャンセルにつきましては、前日の17時まで受け付けております。

前日17時以降や当日のキャンセル受付の場合は料金を頂きます。

2.居住費 ユニット型個室の利用料金です。(外泊や入院などでお部屋を使用しない場合でも居住費はいただきます。)

3.特別な光熱水費 利用料金:1日あたり100円(テレビやコンセント付きラジカセ等の電化製品持込み時に係る光熱費)

※外泊や入院などでお部屋を使用しない場合でも料金が発生します。

4.酸素濃縮器設置費 利用料金:1日あたり100円(酸素濃縮器にかかる電気代です。)

5.理美容サービス 利用料金:実費(外部訪問理美容サービス利用にかかる費用となります。)

6.コピー代 利用料金:1枚あたり10円(情報開示等により、ケース記録その他資料の開示を求められる場合)

7.家族室利用料 利用料金:1日あたり1,000円(要予約)

8.布団一式レンタル料 利用料金:1,000円程度(外部寝具レンタル店利用にかかる費用となります。)

9.レクリエーション、クラブ活動 利用料金:材料代、利用施設入園料、レクリエーション時飲食代等の実費を頂きます。

10.クリーニング料金(特別衣類等)

利用料金:実費(ご希望により外部ドライクリーニング店を利用された場合にかかる費用となります。)

通常の衣類については無料です。施設内洗濯機及び乾燥機使用し随時洗濯を行います。

●その他費用

・歯ブラシや居室で使用するティッシュペーパー、その他整容に使用する日用品は自己負担となります。

・協力病院その他医療機関にかかる治療費や療養にかかる物品、薬代の医療費自己負担分。

※紙おむつ等の排泄用品、布団寝具類やシーツ等は施設利用料金に含まれており、別途請求することはありません。

●介護保険法の改正

国が定める介護給付費(介護報酬)の改定があった場合、当事業所の料金体系は、国が定める介護給付費に準拠するものとします。